

# ドレス製作供給契約書

—————（以下「甲」という。）と株式会社D L L（以下「乙」という。）とは、甲の依頼によって乙が製作した商品の供給に関し、次のとおりドレス製作供給契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（商品の製作及び供給の依頼等）

- 1 甲は、乙に対し、本契約に定める条件のもとに、別紙記載のドレス（以下「本商品」という。）を製作すること及びこれを甲に供給することを依頼し、乙はこれを引き受ける。
- 2 本商品は、甲及び乙が協議して決定した仕様、規格等に従って乙によって製作され、乙から甲に供給される。
- 3 乙は、本商品の製作及び供給に必要な材料等を手配したうえで、第2条に定める本仕様にしたがって本商品を製作する。

## 第2条（仕様）

本商品の仕様、規格等（以下「本仕様」という。）は、別途甲及び乙が協議のうえ決定し、乙は、当該決定に基づき採寸表を作成する。

## 第3条（仕様の変更）

- 1 第2条1項に基づき本仕様が決めた後は、甲は、乙の承諾がある場合を除き、本仕様の変更又は本契約の解除ができないものとする。
- 2 乙の承諾を得て本仕様に変更された場合、本商品の代金、納期等の契約条件を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議のうえこれを定める。

## 第4条（本商品代金）

本商品の代金（以下「本商品代金」という。）の金額、支払日及び支払先は別紙記載のとおりとし、当該支払にかかる振込手数料は甲の負担とする。ただし、本仕様を決定する際において、本商品代金又は支払日を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、本商品代金を変更する。

## 第5条（引渡し）

- 1 乙は甲に対し、別紙記載の納期に、別紙記載の納入場所で本商品を引き渡す。
- 2 甲は、本商品の引渡し後速やかに本商品の受入確認をし、本仕様と相違がある場合には本商品の引渡し後3日以内に甲に通知する。なお、当該期間内に乙から甲に対して、本仕様と相違がある旨具体的な内容を示した通知がされない場合には、本商品について本仕様と相違がなかったものとみなす。

## 第6条（所有権の移転及び危険負担）

- 1 本商品の所有権は、前条2項の期間経過をもって、乙から甲に移転する。ただし、前条2項に定める通知がされた場合はこの限りでない。
- 2 本商品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものは甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き乙の負担とし、引渡し後に生じたものは乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き甲の負担とする。

## 第7条（契約不適合責任等）

- 1 乙は、甲に対し、本商品が本仕様を満たすことのみを保証し、その他一切の保証は行わず、本商品に種類、品質又は数量その他本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」という。）があった場合の責任も負担しない。
- 2 甲は、本商品に本仕様を満たさない箇所の存在を発見した場合、当該発見日を含めて2営業日以内に乙に対してその旨の通知をしなければならない。甲は、かかる通知をしなければ、当該箇所を理由とする乙に対するいかなる請求もすることができないものとする。
- 3 前項の通知があった場合において本商品に本仕様を満たさない箇所が存在したときは、乙は、本商品の無償による修補、代替品の納入又は不足分の納入等の方法による履行の追完を講じるものとし、甲は、乙に故意又は重過失がある場合を除き、それを超える請求はできないものとする。

## 第8条（解除及び期限の利益の喪失）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲が本契約の各条項に違反した場合、甲は、本契約に基づく債務について期限の利益を失い、甲は、乙に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

## 第9条（損害賠償）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項に違反した場合、相手方に対し、これによって被った損害の賠償を請求することができるものとする。
- 2 前項にかかわらず、乙が甲に対して損害の賠償をしなければならない場合、乙に故意又は重過失があるときを除き、損害賠償の金額は本商品代金相当額を上限とし、甲は乙に対し当該金額を超える請求ができないものとする。

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号に定める事項を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
  - （1）自身が反社会的勢力ではないこと、及び、過去5年間において反社会的勢力ではなかったこと
  - （2）自身又は第三者を利用して、相手方に対して、次に掲げる各事由のいずれかにも該当する行為をしないこと
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 脅迫的な言動や暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は、相手方の業務を妨害する行為
    - ⑤ その他、前各号に準ずる行為
- 2 甲及び乙は、自らが前項に違反することが判明した場合、又は、そのおそれがあることが判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方が前2項に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、本契約を解除することができる。

#### 第11条（契約上の地位の移転等の禁止）

甲及び乙は、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡若しくは移転し、又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。

#### 第12条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者に疑義が生じた場合には、当事者双方誠意をもって協議の上、これを決する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保管する。

年 月 日

甲：住所  
氏名

乙：東京都足立区青井2丁目22-17  
株式会社D L L  
代表取締役 松山僚佑

別紙

1 本商品の内容

納期：最長 3 か月

納入場所：

2 本商品代金

金額： 万 千円（税込み）

支払日：

支払口座：GMO あおぞらネット銀行 法人営業部

普通 1864872

カ) ディーエルエル